

## 公益社団法人高知県看護協会 役員の報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県看護協会(以下「本会」という。)定款第31条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1の基本報酬月額表に基づき報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、別表2に基づき賞与を支給する。
- 4 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ、退職慰労金を支給することができる。
- 5 非常勤役員が、役員の職務に従事した場合は、旅費規程第9条に基づく交通費等を支給する。

### (基本報酬月額の決定)

第4条 各常勤役員の基本報酬月額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 別表1基本報酬月額表の第3号
- (2) 副会長及び専務理事 別表1基本報酬月額表の第2号
- (3) 常任理事 別表1基本報酬月額表の第1号

### (基本報酬等の支給)

第5条 基本報酬、賞与の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等に関する詳細は、別に定める職員の給与規程に準ずる。この場合において、職員の給与規程第15条第1項中「賞与は6月1日及び12月1日に在職する職員に支給する。」とあるのは、「賞与は6月1日及び12月1日に在職する職員に支給する。これらの期日前1月以内に辞職し、失職又は死亡した場合においても同様とする。」とする。

### (会員外から選任された監事の報酬)

第6条 会員以外から選任された監事の報酬は、第3条第5項の規定にかかわらず、監事の職務に従事した場合、次のとおり支給する。

4時間以上 30,000円          4時間未満 15,000円

(費用)

第7条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、本会が支払う。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、職員の給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第8条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金は、退任時の基本報酬月額に在職年数を乗じて得た額を2で除した額を上限として、理事会で決定する。

3 退職慰労金の算定の基礎となる期間の計算は、役員としての引き続きの在職期間とする。

4 計算した在職期間に1年に満たない端数のある場合は、その端数は切り捨てる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の施行される前から在職していた常勤役員の在職期間は、この規程の施行後の在職期間と通算して計算する。

附則

この規程は、平成24年4月14日から施行し、この規程による改正後の役員の報酬及び費用に関する規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年7月14日から施行し、この規程による改正後の役員の報酬及び費用に関する規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年6月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月10日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

別表1(基本報酬月額表)

| 号 | 基本報酬月額   |
|---|----------|
| 1 | 260,000円 |
| 2 | 280,000円 |
| 3 | 320,000円 |

別表2(賞与)

|        |            |
|--------|------------|
| 6月支給分  | 基本報酬月額の2か月 |
| 12月支給分 | 基本報酬月額の2か月 |

別表3(非常勤理事報酬)

| 職務執行時間 | 報酬日額   |
|--------|--------|
| 3時間未満  | 1,000円 |
| 3時間以上  | 2,000円 |